平成20年度 中山間地域等直接支払制度に係る 最終評価

平成21年5月 広島県農林水産部農水産振興局農業経営課

目 次

1 農林水産部の施策展開・・・・・・・・・・・・3
2 中山間地域等直接支払制度の概要・・・・・・4
3 事業の実施状況
I 取組市町数 ······8
Ⅱ 協定数9
Ⅲ 交付面積の内訳・・・・・・・・・10
Ⅳ 交付見込額11
4 協定活動の達成状況評価
I 集落協定
(1)全協定に係る活動取組状況 ・・・・・・12
(2)体制整備単価協定に係る
活動取組状況 •••••13
(3)加算措置に係る取組状況 ・・・・・・・14
(4)市町の客観的評価・・・・・・・・15
(5)市町の指導・助言内容・・・・・・・16
(6)市町による協定毎の総合評価・・・・・・17
Ⅱ 個別協定 ・・・・・・・・・・・・・・18

5 †	削度の評価	
Ι	耕作放棄の発生防止 ・・・・・・	•••••19
Π	地域・集落の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
Ш	多面的機能の維持 ・・・・・・・・	23
IV	法人化への寄与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••24
V	集落の声 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
6 ∄	平価を踏まえた今後の取組方針	29

1 農林水産部の施策展開

平成17年度に「新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を策定し、元気な農林水産業・農山漁村を目指して各施策を展開中。 農林水産業の構造改革により、「産業として自立できる農林水産業の確立」を図ることを最大の目標としている。

産業として自立できる農林水産業の確立

集落法人の設立 と経営の高度化

【担い手を中心とした 力強い産地育成】 ◇集落法人設立の着実な推進 と併せ、収益性の高い園芸作 物や畜産の導入を推進し、積 極的に経営の高度化を推進

ほ場整備

【営農の合理化・効率化】 ◇生産性の向上とともに農村 環境の整備を推進

直接支払制度

【農地保全を通じた多面的機能の維持発揮】

◇集落の共同作業による農地の保全活動を通じ、多面的機能を確保すると共に、地域の活性化を推進

担い手が 中心となった 力強い農業 構造の確立

法人設立数120 全国第1位

農地の 生産性向上

県内ほ場整備率 92.0%

農地等の 継続的な 利用と保全

協定数1,516 全国第1位 交付面積19,755ha 全国第4位 消費

農林水産物の安定供給消費者ニーズに即した

他部の施策例(H20年度~)

企業の社会貢献(CSR)マッチング事業

【概要】集落環境の維持・保全が困難な小規 模高齢化集落とCSR活動を実施する企業 をマッチングする。

【目的】企業のCSR活動を誘導する仕組み づくりを行い,良好な集落環境を維持・保全 する。

イノシシ3万頭駆除事業

【概要】県・市町が駆除計画を策定し、一斉 駆除を実施する。また、市町が行う駆除強 化等に支援する。

【目的】イノシシ被害の拡大に伴い、緊急対策として駆除の強化に取組む。

参画的機能の 農地の





2 中山間地域等直接支払制度の概要

I 中山間地域等 直接支払制度とは

体制整備

単価

(1)制度の概要

農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、農地の多面的機能の確保を図るため、協定を締結して農業生産活動などを行う農家等へ交付金を交付する。

(2)段階的交付単価【二期対策(平成17年度~21年度)の特徴】… 段階的単価を設定し、将来に向けた前向きな取組みを促す。

≪基礎単価(体制整備単価の8割)≫

【5年間の最低限の活動】

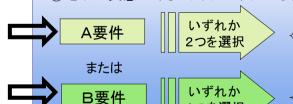
- ○集落の将来像等を記載した集落マスタープランの作成・実践
- 〇農道・水路の維持管理、〇耕作放棄の発生防止、〇多面的機能増進活動

≪体制整備単価≫

【積極的な取組】

5年間の最低限の活動に加えて・・・

- ①農用地等保全マップの作成・実践・・・必須要件
- ②地域の実態に即して、次のA又はB要件のいずれかを選択して実践・・・・選択要件



- ア 生産性・収益向上に向けた活動(機械の共同利用、高付加価値型農業等)
- イ 担い手の育成に向けた活動(新規就農者の確保, 担い手への作業委託等)
- ウ 多面的機能の発揮に向けた活動(都市住民等との交流, 自然生態系の保全等)

「イメージ図]

の8割

体制整備単価

- ア 集落を基礎とした営農組織の育成
- イ 担い手への農地化

≪加算措置≫

1つを選択

【より積極的な取組】

- 1 土地利用調整加算
- ・・・担い手への受委託等を一定規模行う場合、集落全体に加算
- 2規模拡大加算
- ・・・・担い手へ新たに利用権設定等を行った農用地について加算
- ③耕作放棄地復旧加算
- ・・・耕作放棄地を協定農用地の一定割合以上復旧した場合、復旧面積に加算
- 4)法人設立加算
- ・・・農業生産法人を設立する場合に加算

I 中山間地域等 直接支払制度とは

(4) 中間年評価について

中山間地域等直接支払制度の二期対策が平成17年度から開始され、3年が経過しようとしている。

本制度は市町・県・国において、それぞれ制度導入による効果等の評価を行い、その実施状況等を踏まえ、制度全体の見直しを行うこととされている。

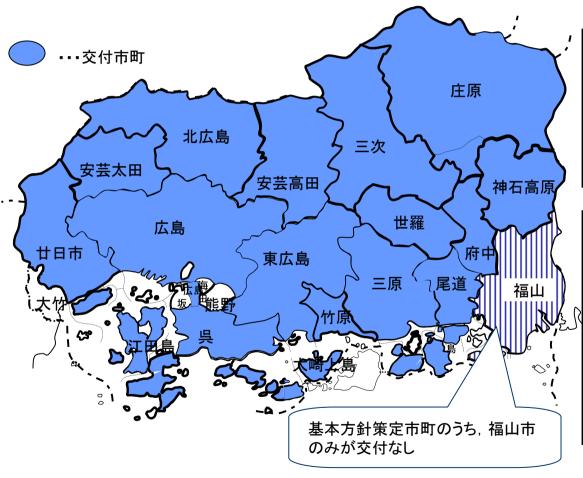
評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取組むべき事項、集落マスタープランに定めた取組むべき事項等の達成状況、及び自立的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行うこととされている。

根拠:中山間地域等直接支払交付金実施要領第13 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第18

3 事業の実施状況

[取組市町数 (H20実績)

県内23市町のうち、18市町で基本方針を策定し、そのうち17市町において事業を実施している。 また、県内耕地面積のうち33%、また対象農用地(※)の64%で、交付金が交付されている。



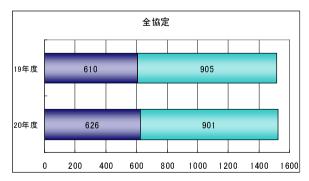
県内市町数	23
対象農用地のある市町数	18
基本方針策定市町数	18
交付市町数	17

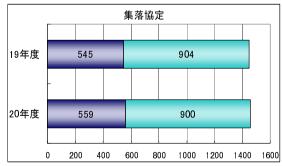
A 耕地面積 (ha)	59,700		
B [^] 対象農用地 面積(ha)	31,000	B/A	51.9%
C ACCE 13	10.012	C/A	33.4%
交付見込 面積(ha)	19,913	C/B	64.2%

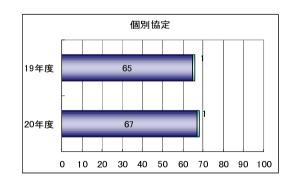
II 協定数 (H19実績とH20実績)

- ○基礎単価の協定が全体の6割を占めている。
- 〇しかしながら, 前年度と比較し, わずかであるが基礎単価から積極的な取組を行う体制整備単価への移行が見られる。

	全体			集落協定			個別協定		
		体制整備単価	基礎 単価		体制整備 単価	基礎単価		体制整備 単価	基礎単価
19年度 実績	1,515	(40.3%) 610	(59.7%) 905	1,449	(37.6%) 545	(62.4%) 904	66	(98.5%) 65	(1.5%) 1
20年度 実績	1,527	(40.3%) 626	(59.7%) 901	1,459	(38.3%) 559	(61.7%) 900	68	(98.5%) 67	(1.5%) 1
増減	12	16	▲ 4	10	14	4	2	2	_

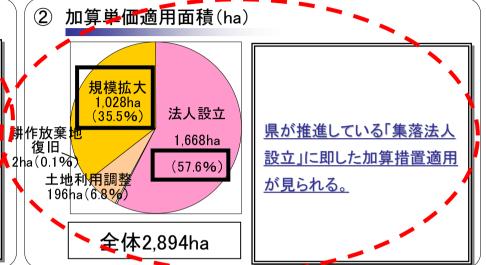






Ⅲ 交付面積の内訳 (H20実績)

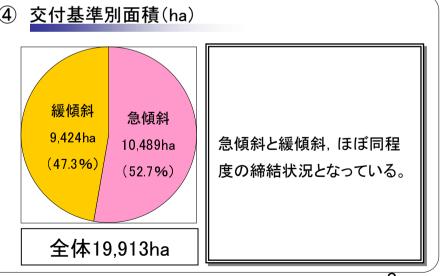
① 交付単価別面積(ha) 体制整備 単価 10,601ha (53.2%) (53.2%) 本制整備単価協定が基礎単 価協定よりも大規模に取組んで いる。 全体19,913ha



草地・採草 放牧地 11ha(0.1%) 田 19,000ha (95.4%) 全体19,913ha

田での締結が9割を超え, 水田 地域での協定締結が進んでい る。

地目別面積(ha)



Ⅳ 交付見込額 (H19見込)

- 〇共同取組活動に充当する額が全体の6割となっている。
- 〇また, 交付金を道・水路の管理, 農地の管理等, 最低限の活動に活用する例が多いが, 共同機械・施設購入に充当する 額も多い。

① 平成19年度交付見込総額の配分割合

3	交介	寸見込額(千円)[集落協定+個別協定]	2,598,364	_
	7	うち <u>集落協定</u> 交付見込額	2,541,171	(100%)
		共同取組活動	1,575,526	(62%)
		個人配分	965,645	(38%)

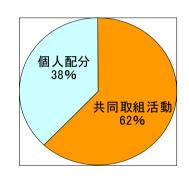
※配分割合はH18年度実績を参考とした

② 共同取組活動の使途見込

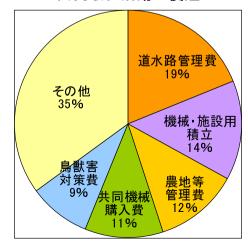
使途	金額(千円)	割合
①道·水路管理費	299,350	(19%)
②機械導入・施設整備のための積立	220,574	(14%)
③農地等管理費	189,063	(12%)
④共同利用機械購入費	173,308	(11%)
⑤鳥獣被害防止対策費	141,797	(9%)
⑥その他	551,434	(35%)

※配分割合はH18年度実績を参考とした

集落協定における配分割合



共同取組活動の使途



4 協定活動の達成状況評価

I 集落協定 (全協定の取組状況)

(1)全協定に係る活動取組状況

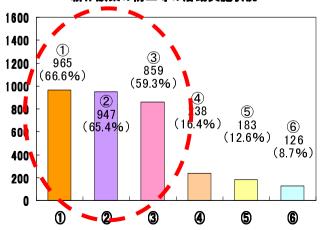
- 〇耕作放棄の防止に係る活動では、「農地の法面管理」、「鳥獣被害防止対策」、また農地の流動化のための「農作業の委託」が大半 を占めている。
- 〇水路・農道の管理に係る活動は、ほとんどの協定において実施されている。
- 〇多面的機能増進活動については、周辺林地の下草刈に取組む協定がもっとも多く、市民農園の開設など、都市農村交流は低調である。

耕作放棄の防止に係る活動内容	協定数
① 農地の法面管理	965
② 鳥獸被害防止対策	947
③ 賃借権設定・農作業の委託	859
④ 既耕作放棄地の保全管理	238
⑤ 簡易な基盤整備	183
⑥ その他	126

水路・農道の管理に係る 活動内容	協定数
① 水路の管理	1,447
② 農道の管理	1,434
③ その他の施設(ため池等)の管理	105

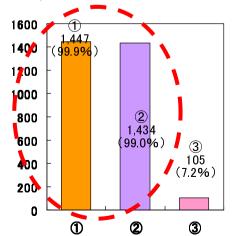
多面的機能増進に係る活動内容	協定数
① 周辺林地の下草刈	1,001
② 景観作物の作付け	624
③ 堆きゅう肥の施肥	418
④ 魚類·昆虫類の保護	67
⑤ 市民農園等の開設・運営	28
⑥ その他	254

耕作放棄の防止等の活動実施状況

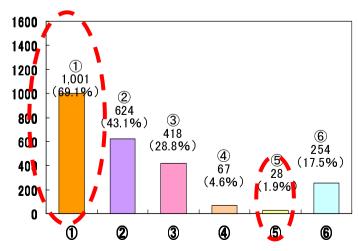


※ (%)は全協定1.449に占める取組割合

水路・農道等の管理活動取組状況



多面的機能增進活動取組状況



I 集落協定 (体制整備単価の取組状況)

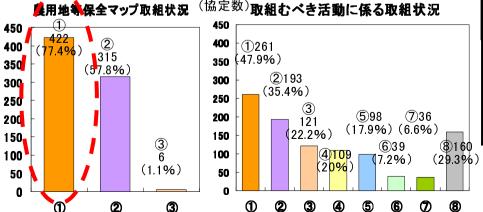
(2)体制整備単価協定に係る活動取組状況 【体制整備単価を適用する545協定について】

- 〇農用地等保全マップ(将来に亘って農地を保全するための活動をマッピングしたもの)については、鳥獣害防止対策が必要として作成 している協定が多く、鳥獣被害が共通の課題となっている。
- 〇農業生産活動等の体制整備として取組むべき活動については、営農組織の育成や担い手への集積など、集落をまとまりとした農作 **業等を行っている集落が多い。次いで、非農家や集落外との連携を図り、集落の活性化を図る集落が多くなっている。**

農用地等保全マップ(将来に亘って農地を保全 するための活動をマッピングしたもの)取組内容	協定数 (重複あり)
①鳥獣害防止対策	422
②農地法面, 水路•農道等補修改良	315
③既耕作放棄地の復旧又は林地化	6

(協定数)

農業生産活動等の体制整備として ^(協定数)取組むべき活動に係る取組状況



農業生産活動等の体制整備として取組むべき 活動取組内容	協定数 (重複あり)
①機械・農作業の共同化	261
②多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他 集落との連携	193
③集落を基礎とした営農組織の育成	121
④担い手集積化	109
⑤担い手への農作業委託	98
⑥高付加価値型農業の実践	39
⑦自然生態系の保全に関する学校教育等との 連携	36
⑧その他	160

※ (%)は体制整備単価協定545に占める取組割合